

まだみぬ、世界は、美しい



2026 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社シード
代表者名 代表取締役社長 佐藤 隆郎
(コード番号：7743、東証スタンダード市場)
問い合わせ先 代表取締役副社長 兼
管理本部長 杉山 哲也
TEL 03-3813-1111 (大代表)

**(訂正) ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッドによる
公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッドは、株式会社シードの普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する 2026 年 8 月 27 日付公開買付届出書について、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2026 年 9 月 7 日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2026 年 8 月 27 日付公開買付開始公告の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッド（公開買付者）が、株式会社シード（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026 年 9 月 7 日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2026 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッド
代 表 者 名 ディレクター ウー・ティエン・サン

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う 公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

ラックスシェア・プレジジョン・ケイマン・リミテッド（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 8 月 26 日、株式会社シード（証券コード：7743、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026 年 8 月 27 日より本公開買付けを開始しております。

今般、公開買付者は、2026 年 8 月 27 日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である 2026 年 8 月 27 日付公開買付開始公告（以下「本公開買付開始公告」といいます。）につきまして、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 2 項但書に基づき、2026 年 9 月 3 日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026 年 9 月 4 日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2026 年 9 月 7 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、本公開買付開始公告の記載事項を一部訂正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定める買付条件等の変更ではありません。

訂正箇所には下線を付しております。

記

本公開買付開始公告の訂正内容

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号、第 5 号（ただし、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 26 条第 4 項第 4 号、第 5 号及び第 7 号に定める事項に限ります。）並びに令第 14 条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（1,929,572 千円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜中略＞

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。）第 27 条第 1 項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 5 号（ただし、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 26 条第 4 項第 4 号、第 5 号及び第 7 号に定める事項に限りまゝ。）並びに令第 14 条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（1,929,572 千円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

以 上